



佐賀県公報

平成19年
4月23日
(月曜日)
第12895号

◎印は、県例規集に登載するもの

目次

◎佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則 (四五・税務課) 一

告示 (二一〇・こども課) 二

◎青少年に有害な図書等の指定 (二二一・障害福祉課) 三

◎障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (二二二・健康増進課) 四

◎佐賀県種畜検査条例に基づく平成十九年度定期種畜検査の実施 (二二三・畜産課) 五

公 告

◎落札者等の公示 (情報・業務改革課) 五

◎大規模小売店舗の変更に関する公示 (商工課) 六

◎基本測量の終了 (土地対策課) 七

◎ " " " (" " ") 七

◎ " " " (" " ") 七

◎ " " " (" " ") 七

◎建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 八

正 誤

◎平成十九年三月二日付け佐賀県公報第二二八七三号中訂正 (総務法制課) 八

公布された規則のあらまし

◎佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則 (規則第四五号)

○ 規 則

- 1 証紙代金収納印について所要の改正を行うこととした。(様式第一号関係)
- 2 この規則は、平成一九年五月一日から施行することとした。

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第四十五号

佐賀県証紙代金収納計器取扱規則の一部を改正する規則

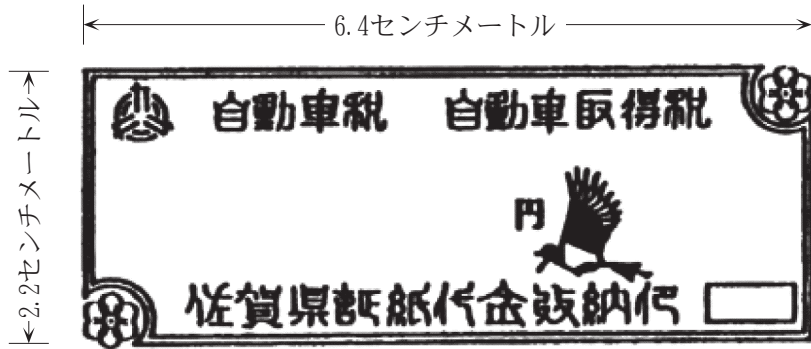
佐賀県証紙代金収納計器取扱規則（昭和四十六年佐賀県規則第六十七号）の

一部を次のように改正する。

様式第一号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

証紙代金収納印



附則

この規則は、平成十九年五月一日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第二百二十号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-14	漫画ローレンス 桜姦 5月号	(株)綜合図書	18387-5	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
〃	19-15	チョベコミ! VOL. 06 5月号	(株)東京三世社	06233-5	
〃	19-16	別冊 本当にあったHな話 5月号	(株)ぶんか社	18135-5	
〃	19-17	別冊 ローレンス vol. 20 漫画ローレンス 5月号増刊	(株)綜合図書	18388-5/1 ㊦2007-5/16	
〃	19-18	本当にあった人妻の浮気話 5月号	ミリオン出版(株)	18123-05	
〃	19-19	パシャ! No.19 5月号	若生出版(株)	17471-05	
〃	19-20	ウォーA組 5月号	(株)マガジン・マガジン	11953-05	
〃	19-21	Chuッ スペシャル 5月号	(株)ワニマガジン社	16151-5	
〃	19-22	Madonna HOUSE Vol. 238 [月刊] マドンナハウス 5月号	若生出版(株)	08357-05	
〃	19-23	Dr. ピカソ DX No.146 5月号	(株)バウハウス	06635-05	
〃	19-24	本当にあった人妻癒しの旅 VOL. 1	マイウェイ出版(株)	06088-5 ㊦07-6/20	

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
ヒラオ薬局	伊万里市松島町二六二番地	〃
誠心堂薬局寿通り店	伊万里市新天町六〇一番地三	〃
あい薬局	鳥栖市元町一二四六番地三	〃
メリーライフ・サン薬局	唐津市山下町一一三五番地	〃
あさひ調剤薬局	唐津市朝日町一〇五七番地一一	〃
あさひ調剤薬局	唐津市浜玉町横田下三五番地	〃
あさひ薬局松南店	唐津市鏡北新開三二五八番地二	〃
ロングサン薬局	佐賀市水ヶ江一丁目四番四六号	〃
水ヶ江調剤薬局八田店	佐賀市北川副町大字新郷八田七三二番地	〃
水ヶ江調剤薬局	佐賀市水ヶ江三丁目一〇番二六号	〃
本田薬局	佐賀市本庄町大字本庄一二三九番地六	〃
ヘルシーみやざき薬局神園店	佐賀市神園五丁目四番二二三号	〃
有限会社福島薬局	佐賀市松原四丁目七番一四号	〃
株式会社ドンキー薬局	佐賀市巨勢町大字牛島五九八番地一	〃
サンハート薬局	佐賀市高木瀬町東高木二五〇番地一	〃
コーソ薬局諸富店	佐賀市諸富町山領四五二番地八	平成一九・四・一

●佐賀県告示第二百二十一号
 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関(薬局)を次のとおり指定した。
 平成十九年四月二十三日
 佐賀県知事 古川 康

一 自立支援医療の種類 育成医療・更生医療
 二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

藤川薬局	伊万里市山代町久原二八二番地一	"
はなしま薬局	武雄市武雄町大字永島一三三七番地四	"
おのうえ薬局	神崎市千代田町餘江四三番地二	"
チトセ薬局ア二一店	神崎市千代田町境原二三番地三	"
なかはら薬局	神崎市千代田町下西七七五番地一	"
内川薬局	佐賀郡川副町大字早津江一一七番地一一	"
カイドー薬局大詫間店	佐賀郡川副町大字大詫間一八四番地一	"
カイドー薬局好生堂店	佐賀郡川副町大字犬井道六二五番地二	"
コーソ薬局ラポール店	佐賀郡川副町大字鹿江九五三番地	"
いけだ薬局みなみ店	佐賀郡東与賀町下古賀一一二四番地一九	"
コーソ薬局東与賀店	佐賀郡東与賀町田中五五四番地九	"
えぐち薬局	佐賀郡久保田町大字新田三六八四番地二	"
チクシ薬局	神埼郡吉野ヶ里町豆田一一一六番地一二	"
ヒラオ薬局有田店	西松浦郡有田町桑古場乙二二九〇番地一	"
ヒラオ薬局中部店	西松浦郡有田町本町丙一一三二番地一八	"
坂本健康堂薬局	杵島郡白石町大字福田一九五九番地	"
ハットリ調剤薬局	杵島郡白石町大字福田一五六四番地	"

●佐賀県告示第二百二十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 担当する医療の種類 精神通院

二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日

(一) 医療機関		所在地	指定年月日
指定医療機関の名称	所在地	指定年月日	
佐賀大学医学部付属病院	佐賀市鍋島五丁目一番一号	平成一九・四・一	
高原クリニック	佐賀市西与賀町相応津二七番地	"	
独立行政法人国立病院機構佐賀病院	佐賀市日の出一丁目二〇番一号	"	
片淵医院	佐賀市本庄町本庄二〇二番地一	"	
医療法人社団博文会小柳記念病院	佐賀市諸富町大字諸富津二三〇番地二	"	
医療法人なかしまクリニック	鳥栖市蔵上町六六五番地一	"	
今村病院	鳥栖市轟木町一五二三番地六	"	
医療法人啓心会啓心会病院	鳥栖市原町六七〇番地一	"	
医療法人三輪堂医院	鳥栖市元町一〇八六番地	"	
山元記念病院	伊万里市二里町八谷八八番地四	"	
医療法人社団啓祐会神埼病院	神崎市神埼町田道ヶ里二二一六番地一	"	
早津江病院	佐賀郡川副町大字福富八二七番地	"	
独立行政法人国立病院機構東佐賀病院	三養基郡みやき町大字原古賀七三二四番地	"	
大町町立病院	杵島郡大町町大字大町八八七八番地一	"	
溝口医院	杵島郡白石町大字戸ヶ里一七八〇番地	"	
カタフチ医院	杵島郡白石町大字福富直江三二一三番地一	"	
町立太良病院	藤津郡太良町大字多良一五二〇番地一	"	

(二) 薬局

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
有限会社城北薬局	佐賀市高木瀬東五丁目一七番一八号	平成一九・四・一
柳屋薬局	佐賀市松原三丁目三番八号	"
水ヶ江調剤薬局八田店	佐賀市北川副町新郷八田七三二番地一	"
健康クラブ薬局	唐津市厳木町本山三七七番地一	"
健康薬局	唐津市栄町二五七六番地一	"
ひまわり薬局	伊万里市二里町八谷搦一〇四一番地	"
今村再耕庵薬局	鹿島市大字高津原四三九一番地一	"
けんけん薬局	小城市小城町七二三番地一五	"
なかはら薬局	神崎市千代田町下西七七五番地一	"
有限会社坂本薬局	杵島郡大町町大字福母二二三八番地	"
有明薬局	杵島郡白石町大字戸ヶ里一八三一番一二	"
有限会社十字調剤薬局	佐賀市神野東二丁目五番四号	"
水ヶ江調剤薬局	佐賀市水ヶ江三丁目一〇番二六号	"
有限会社愛宕調剤薬局	唐津市呼子町呼子四一八八番地一四	"
江島薬局	唐津市相知町相知三〇五五番地五	"
オレンジ薬局	唐津市鏡二五三九番地二	"
健湊薬局	唐津市湊町七七一番地一	"
健和薬局	唐津市和多田用尺三八四一番二号	"
有限会社セレン薬局	唐津市町田一八〇三番地一	"
マイ薬局	唐津市大石町二四六六番地	"
あい薬局	鳥栖市元町一二四六番地三	"
有限会社ひかり薬局	鳥栖市宿町一〇四一番地一	"
ひよこ薬局	鳥栖市真木町一九七四番地四	"
さくら薬局基山店	三養基郡基山町大字宮浦字宿一八六番地二一	"

おの薬局	三養基郡みやき町大字市武一三三二番地一	"
げんき堂薬局うしや店	杵島郡白石町大字牛屋三二四六番地	"

●佐賀県告示第二百二十三号

佐賀県種畜検査条例(昭和三十四年佐賀県条例第三十三号)第四条第一項の規定により、平成十九年度定期種畜検査を次のとおり実施する。

平成十九年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 検査の期日及び場所は、次のとおりとする。

期 日	場 所
五月十四日(月)	小城市牛津町 板橋種豚場

二 検査対象家畜は、八月齢以上の繁殖の用に供する豚の雄(家畜人工授精の用に供する種畜を除く。)のうち、現に種畜証明書を有するもの及び新たに種畜の指定を受けようとするもので、血統及び産地が明確なものでなくてはならない。

三 検査を受ける家畜の飼養者は、検査手数料として一頭につき八百円分の佐賀県収入証紙をはり付けた種畜検査願を、検査期日の十日前までに、管轄する家畜保健衛生所に提出しなければならない。

四 検査を受ける家畜の飼養者は、種畜証明書、血統登録証明書、種付台帳及び印章を準備しなければならない。

○ 公 告

次のとおり落札者等について公告します。

平成19年4月23日

<p>収支等命令者 佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志 波 幸 男</p> <p>1 委託業務名 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務(共通費支出等)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続 制限付一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 平成19年2月2日</p> <p>4 落札決定日 平成19年3月14日</p> <p>5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 テンブスタツフ福岡株式会社 代表取締役 渡邊 清俊 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通5-23-8</p> <p>6 落札価格 派遣労働者1人1時間当たり 948円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課 総務事務効率化センター (2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>次のとおり落札者等について公告します。 平成19年4月23日</p> <p>収支等命令者 佐賀県統括本部情報・業務改革課長 志 波 幸 男</p> <p>1 委託業務名 佐賀県総務事務に係る労働者派遣業務(給与関係)</p> <p>2 契約の相手方を決定した手続</p>	<p>制限付一般競争入札</p> <p>3 入札公告を行った日 平成19年2月2日</p> <p>4 落札決定日 平成19年3月14日</p> <p>5 落札者の氏名及び住所 (1) 氏名 テンブスタツフ福岡株式会社 代表取締役 渡邊 清俊 (2) 住所 福岡市中央区渡辺通5-23-8</p> <p>6 落札価格 派遣労働者1人1時間当たり 926円</p> <p>7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 (1) 部局の名称 佐賀県統括本部情報・業務改革課 総務事務効率化センター (2) 所在地 佐賀県佐賀市内一丁目1番59号</p> <p>大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により次のとおり届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供します。 平成19年4月23日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 大規模小売店舗の変更に係る届出の概要 (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 ゆめタウン鳥栖 佐賀県鳥栖市轟木町1173</p> <p>(2) 変更しようとする事項 ア 大規模小売店舗の名称 (変更前) 鳥栖シテイモール</p>
--	--

<p>(変更後) ゆめタウン鳥栖</p> <p>イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 (変更前) 株式会社ニコニコ堂 熊本県熊本市武蔵ヶ丘一丁目2番51号 代表取締役 友納 宏 (変更後) 株式会社ゆめタウン熊本 熊本県熊本市田井島一丁目2番1号 代表取締役 真下 梅夫</p> <p>(3) 変更した年月日 ア 大規模小売店舗の名称 平成15年9月1日 イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成19年2月25日</p> <p>2 届出年月日 平成19年4月13日</p> <p>3 関係書類の縦覧 (1) 縦覧場所 佐賀県農林水産商工本部商工課 (2) 縦覧期間 平成19年4月23日から 平成19年8月22日まで</p> <p>4 その他</p> <p>法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間内に、意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地を記載した意見書を佐賀県農林水産商工本部商工課(郵便番号840-8570 佐賀市内一</p>	<p>丁目1番59号)に到着するよう提出してください。</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。 平成19年4月23日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 基本測量(2500レベルGIS基盤情報整備作業) 2 作業期間 平成18年9月21日から平成19年3月20日まで 3 作業地域 佐賀市、小城市</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。 平成19年4月23日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 基本測量(精密測量及び地盤沈下調査水準測量作業) 2 作業期間 平成18年11月15日から平成19年2月28日まで 3 作業地域 佐賀市、鹿島市、小城市、杵島郡白石町、杵島郡江北町、佐賀郡久保田町、佐賀郡東与賀町、佐賀郡川副町</p> <p>測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。 平成19年4月23日 佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 基本測量(基準点測量) 2 作業期間 平成18年5月10日から平成19年2月28日まで 3 作業地域 三養基郡基山町</p>
--	--

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の終了について次のとおり通知があった。

平成19年4月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 作業種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
- 2 作業期間 平成18年4月20日から平成19年3月23日まで
- 3 作業地域 佐賀県全域

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成19年4月23日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
1	三養基郡上峰町尾大字坊所字 三上3169番 1	平成19年 4月13日	6.00～ 6.22	57.34

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

○ 正 誤

平成十九年三月二日付け佐賀県公報第一二八七三号中訂正

頁	箇 所	誤	正
23	右から九行目	登録番号	登記番号
30	右から十行目	耕造	構造
32	右から六行目	m ²	m ³

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十九年四月二十三日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社 古川総合印刷

